

徳島市ダイバーシティ経営推進事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、徳島市ダイバーシティ経営企業認定制度実施要綱（令和4年12月20日。以下「実施要綱」という。）に規定する徳島市ダイバーシティ経営企業（以下「経営企業」という。）の認定を促進するため、実施要綱で定める認定要件の達成に向けて取り組む中小企業等に対し、予算の範囲内で奨励金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等の交付に関する規則（昭和30年徳島市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる事業を行う者（以下「奨励事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 本市に本店、主たる事業所若しくは支店（営業所を含む。）を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する中小企業者又は本市に住民票を有する者であって、本市で事業を営む個人。
- (2) 経営企業の認定に向けて、実施要綱別表に掲げる認定項目について計画的に取り組もうとする者

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの奨励金の交付を受けた者は、奨励事業者となることができない。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励事業者の対象としない。

- (1) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号から第4号までに規定する普通税及び同条第6項第1号に規定する目的税及びこれらに係る延滞金及び督促手数料をいう。）を滞納している場合
- (2) 厚生労働省ホームページで、労働基準関連法令違反に係る事案として公表されている者
- (3) 過去1年以内に事業主が法律違反をしている場合
- (4) その業種が、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種に該当する場合
- (5) 自己又は自社若しくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員者又はこれらと密接な関係を有していると認められる者
- (6) 過去1年以内に本市が発注した委託業務に関し、不正又は不誠実な行為により入札参加停止、入札参加回避等の措置を受けている場合
- (7) 本申請の円滑な実施に支障をきたさない、十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有していない場合

- (8) 公序良俗に反する事業を営む者
- (9) 訴訟や法令順守上の問題を抱えている者
- (10) 大企業が実質的に経営に参画している場合
- (11) その他第1条の目的に照らし、市長が適当でないと認める者
(交付の条件等)

第4条 奨励金は、奨励事業者が実施要綱第5条の認定要件該当表の項目内容を2つ以上達成するため、新たに制度整備又は環境整備に係る事業（以下「奨励対象事業」という。）を行った場合に交付するものとし、交付額は10万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては交付の対象外とする。

- (1) 事業内容が項目内容の達成に寄与すると認められないもの
- (2) 事業内容又は事業効果が単年度又は短期間であることが予想されるもの
- (3) 既にある制度・設備等の改善や維持管理に係るもの
- (4) 従業員に対して資金等の給付を行うもの

3 奨励対象事業は、第6条に基づく交付決定を行った日以後における最初の2月末日までに完了するものとする。

4 他の補助金又は奨励金等の制度との併用は認めないものとする。

（奨励金の交付申請）

第5条 奨励事業者が交付を受けようとするときは、必要事項を記載した奨励金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、本市が定める期限までに市長に申請しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、申請書及びその添付書類の内容を審査し、奨励金交付の可否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

（事業の遂行等）

第7条 奨励対象事業の着手時期は、前条の交付の決定があった日以降でなければならぬ。

2 奨励事業者は会計責任者を置き、現金の出納若しくは保管、又は物品の出納若しくは保管の事務を行わせるとともに、これに係る証拠書類、現金出納簿、その他の会計帳簿を備え、記録管理する等、常にその経理を明らかにしておかなければならない。

3 奨励事業者は、前項の関係書類及び帳簿等について、奨励対象事業の完了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（事業計画変更）

第8条 奨励事業者は、第6条により交付決定を受けた事業計画を変更又は中止するときは、奨励金変更承認申請書（別記様式第2号）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業の目的達成に支障をきたすおそれのない、事業計画の細

部の変更をする場合は、変更申請を必要としない。

(報告等)

第9条 市長は、奨励対象事業の適正な執行を図るため、必要があるときは、奨励事業者に對し、当該事業に関する報告若しくは関係書類の提出を求め、又は本市職員をして関係書類について検査させ、必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第10条 奨励事業者は、奨励対象事業が完了した時は、規則第12条の規定に基づき、奨励対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は奨励金の交付決定のあった日の属する会計年度の3月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(別記様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、審査内容に問題がなければ、交付すべき奨励金の額を確定して奨励事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第12条 奨励事業者は、交付確定前に申請の取下げをしようとするときは、遅滞なく奨励金交付申請取下書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の請求及び交付)

第13条 第11条の規定による通知を受けた奨励事業者は、市長が定める方法により、奨励金を請求するものとする。

2 市長は、奨励事業者から前項の請求があったときは、奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、奨励事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した奨励金の全部又は一部を期限を決めて返還させることができる。

- (1) 奨励金を目的外の他の用途に使用したとき。
- (2) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 提出書類の虚偽記載、又は奨励対象事業の遂行に不正があったとき。
- (4) 法令、この要綱又は市長の指示に違反したとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年9月4日から施行する。